



山形県公報

平成22年5月28日(金)
第2146号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県議会定例会の招集……………(財政課) ……635
- 争議行為を行う旨の通知……………(雇用対策課) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……637
- 同……………(同) ……638
- 土地改良事業施行の適当の決定……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(同) ……639
- 同……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 民有保安林の指定の解除……………(森林課) ……同
- 民有保安林の指定施業要件の変更……………(同) ……640
- 山形県総合運動公園の利用料金……………(村山総合支庁建設総務課) ……642
- 開発行為に関する工事の完了……………(庄内総合支庁建築課) ……644

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程……………同
- 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正……………同

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………(村山総合支庁建築課) ……645
- 同……………(庄内総合支庁建築課) ……649
- 平成22年度教科書展示会の開催……………(教育委員会) ……652
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(警察本部) ……653

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第498号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を平成22年6月7日山形市に招集する。

平成22年5月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県告示第499号

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長今井敏彦から、争議行為を行うことについて、平成22年5月19日次のとおり通知があった。

平成22年5月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 事 件

夏季一時金等の要求に関する件

## 2 期 間

平成22年6月1日以降事件解決の日まで

## 3 場 所

庄内医療生活協同組合

鶴岡協立病院

鶴岡市文園町9番34号

庄内医療生活協同組合

本部

同 文園町9番3号

庄内医療生活協同組合

訪問看護ステーションきずな

同 日枝海老島159番1号

庄内医療生活協同組合

協立歯科クリニック

同

庄内医療生活協同組合

鶴岡協立リハビリテーション病院

同 上山添字神明前38番地

庄内医療生活協同組合

協立大山診療所

同 大山二丁目26番3号

庄内医療生活協同組合

協立三川診療所

東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9

庄内医療生活協同組合

総合介護センターふたば

鶴岡市双葉町13番45号

庄内医療生活協同組合

協立病院附属クリニック

同 文園町11番3号

庄内医療生活協同組合

サポートセンターあさひ

同 熊出字日鑑31番3号

医療法人健友会

本間病院

酒田市中町三丁目5番23号

医療法人健友会

介護老人保健施設ひだまり

同

医療法人健友会

地域包括支援センターなかまち

同

医療法人健友会

のぞみ診療所

同 中町三丁目4番12号

医療法人健友会

訪問看護ステーションかがやき

同 中町三丁目3番18号

医療法人健友会

本間病院在宅介護支援センター

同 中町三丁目5番23号

医療法人健友会

認知症対応型通所介護施設「楽楽」

同 中町三丁目3番18号

医療法人山容会

山容病院

同 高砂二丁目1番64号

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構

日本海総合病院

同 あきほ町30番地

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構

日本海総合病院酒田医療センター

同 千石町二丁目3番20号

社会福祉法人恩賜財団済生会

山形済生病院

山形市沖町79番1号

医療法人社団小白川至誠堂病院

小白川至誠堂病院

同 東原町一丁目12番26号

医療法人社団松柏会

|                   |   |                   |
|-------------------|---|-------------------|
| 至誠堂総合病院           | 同 | 桜町7番44号           |
| 医療法人社団松柏会         |   |                   |
| 至誠堂総合病院附属中山診療所    |   | 東村山郡中山町大字長崎3034番地 |
| 医療法人社団松柏会         |   |                   |
| 至誠堂訪問サービスセンターコスモス |   | 山形市旅籠町一丁目7番23号    |
| 医療法人社団松柏会         |   |                   |
| わかばクリニック          | 同 |                   |
| 医療法人社団松柏会         |   |                   |
| 至誠堂ヘルパーステーション     | 同 |                   |
| 医療法人社団松柏会         |   |                   |
| 地域包括支援センターかがやき    | 同 |                   |
| 医療法人社団松柏会         |   |                   |
| 介護療養型老人保健施設木の実    | 同 |                   |
| 医療法人社団松柏会         |   |                   |
| グランドホームはたごまち      | 同 |                   |
| 医療法人社団松柏会         |   |                   |
| 至誠堂とかみクリニック       | 同 | 富神前48番5号          |
| 医療法人篠田好生会         |   |                   |
| 篠田総合病院            | 同 | 桜町2番68号           |
| 医療法人篠田好生会         |   |                   |
| 千歳篠田病院            | 同 | 長町二丁目10番56号       |
| 医療法人篠田好生会         |   |                   |
| 天童温泉篠田病院          |   | 天童市鎌田一丁目7番1号      |
| 医療法人二本松会          |   |                   |
| 山形さくら町病院          |   | 山形市桜町2番75号        |
| 医療法人二本松会          |   |                   |
| 上山病院              |   | 上山市金谷字下河原1370番地   |

## 4 概要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為並びにこれを妨害する者を排除する一切の争議行為

## 山形県告示第500号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成22年5月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
村山東根土地改良区
- 2 事務所の所在地  
村山市中央一丁目6番12号
- 3 認可年月日  
平成22年5月19日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第501号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成22年5月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
大江町土地改良区
- 2 事務所の所在地  
西村山郡大江町大字本郷戊276-13
- 3 認可年月日  
平成22年5月20日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第502号**

東根市土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業の施行について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成22年5月20日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年5月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書の写し（大富北地区）
- 2 縦覧に供する場所  
東根市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成22年6月3日から同年7月1日まで
- 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第503号**

東根市土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業の施行について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成22年5月20日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年5月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書の写し（小田島地区）
- 2 縦覧に供する場所  
東根市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成22年6月3日から同年7月1日まで
- 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第504号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営北村地区土地改良事業（農業用河川工作物応急対策事業）計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年5月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営北村地区土地改良事業（農業用河川工作物応急対策事業）計画書の写し

## 2 縦覧に供する場所

村山市役所、東根市役所

## 3 縦覧に供する期間

平成22年6月3日から同年7月1日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第505号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営泉田川1地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年5月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 縦覧に供すべき書類の名称

県営泉田川1地区土地改良（基幹水利施設ストックマネジメント）事業計画書の写し

## 2 縦覧に供する場所

新庄市役所、金山町役場、真室川町役場、鮭川村役場

## 3 縦覧に供する期間

平成22年5月28日から同年6月25日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第506号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成22年5月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 解除に係る保安林の所在場所

鶴岡市熊出字南俣95-19（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

## 3 保安林解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第507号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成22年5月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
鶴岡市上名川字東山4-2・4-19（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、4-20から4-22まで、5-1、5-2・6-1・6-2・7-1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）  
(2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健  
(3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
鶴岡市小名部字上浜田64-1、64-2  
(2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備  
(3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
飽海郡遊佐町吹浦字西浜11から15まで  
(2) 保安林として指定された目的  
潮害の防備  
(3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐は、択伐による。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市福山字内山8-71、8-89、14-6、18、18-1から18-3まで、18-7、18-8  
(2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備  
(3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 5 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市升田字西山1-137から1-139まで、1-147、1-273、13-4、13-6 草津字草津森2-2から  
2-4まで、升田字下向2-50、2-52、2-57、草津字上数河4-1から4-3まで、5-1
- (2) 保安林として指定された目的  
干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で  
定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 6 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市下青沢字五台1-1、2-1、2-2、4-6、11、13-2、13-17、13-22
- (2) 保安林として指定された目的  
干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で  
定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 7 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
飽海郡遊佐町菅里字十里塚1-140、1-142、1-144、1-145、1-147、1-149、1-151から1-  
154まで、1-156、1-158、1-160、1-162から1-166まで、1-168から1-170まで、1-173、1-  
174、1-176から1-187まで、1-193、1-196、1-198、1-199、2-81・2-93・2-101・2-  
103・2-109・2-135・2-137・2-141・2-143・2-147・2-149・2-153・2-159（以上13筆に  
ついて次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で  
定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 8 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
飽海郡遊佐町菅里字十里塚2-13、2-15から2-19まで、2-21、2-23、2-25、2-27、2-29、  
2-31、2-33、2-36、2-37、2-39、2-41から2-46まで、2-49から2-51まで、2-53から2-  
55まで、2-63、2-65から2-67まで、2-69、2-71から2-73まで、2-75、2-77から2-80ま  
で、2-81（次の図に示す部分に限る。）、2-83、2-85、2-87、2-89、2-92、2-93（次の図に示  
す部分に限る。）、2-94、2-95、2-97から2-99まで、2-101・2-103（以上2筆について次の図に

示す部分に限る。)、2-105、2-107、2-109 (次の図に示す部分に限る。)、2-111から2-113まで、2-115から2-117まで、2-119、2-121、2-123から2-125まで、2-127、2-129、2-131、2-133、2-135・2-137・2-141・2-143 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、2-145、2-147・2-149 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、2-151、2-153 (次の図に示す部分に限る。)、2-154、2-155、2-157、2-159 (次の図に示す部分に限る。)、2-161、2-163から2-165まで、2-167、2-169、2-171、2-173、2-175、2-178、2-181、2-183、2-185、2-187、2-188、2-193、2-297、2-302、2-317、2-321、2-323、2-330、2-332、2-333、2-339、2-340、2-344、2-346、2-352、2-354、2-357、2-358、2-370、2-371、2-467、2-476、2-481、2-487

(2) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

- 9 (1) 飽海郡遊佐町比子字下モ山1-3から1-8まで、1-10から1-42まで、1-44から1-61まで、1-63から1-65まで、1-67から1-70まで、1-72、1-82、1-83、1-87、1-107、1-214、1-218、15-76

(2) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課並びに係る市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第508号

山形県都市公園条例 (昭和55年3月県条例第17号) 第15条の4第2項の規定により、山形県総合運動公園の有料公園施設の利用料金を次のとおり承認した。

平成22年 5月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

| 施 設   |              | 区 分              |              |                | 利 用 料 金          |
|-------|--------------|------------------|--------------|----------------|------------------|
| 陸上競技場 | 全部を単独で使用する場合 | アマチュアスポーツに使用する場合 | 入場料金を領収しない場合 | 児童生徒等のみが使用する場合 | 1時間当たり<br>990円   |
|       |              |                  |              | 上記以外の場合        | 1時間当たり<br>1,980円 |

|         |         |                         |                |                |                                                                         |
|---------|---------|-------------------------|----------------|----------------|-------------------------------------------------------------------------|
|         |         |                         | 入場料金を領収する場合    | 児童生徒等のみが使用する場合 | 1時間当たり<br>1,980円                                                        |
|         |         |                         |                | 上記以外の場合        | 1時間当たり<br>3,960円                                                        |
|         |         | アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合   | 入場料金を領収しない場合   |                | 1時間当たり<br>9,900円                                                        |
|         |         |                         | 入場料金を領収する場合    |                | 1日当たり最高入場料金の250人分に相当する額（その額が39,600円に使用時間数を乗じて得た額に満たない場合は、1時間当たり39,600円） |
|         | 上記以外の場合 | 団体（20名以上のものに限る。）が使用する場合 | 児童生徒等だけの団体     |                | 1時間当たり<br>990円                                                          |
|         |         |                         | 上記以外の団体        |                | 1時間当たり<br>1,980円                                                        |
|         |         | 上記以外の場合                 | 児童生徒等が使用する場合   |                | 1人1時間当たり<br>50円                                                         |
|         |         |                         | 上記以外の場合        |                | 1人1時間当たり<br>100円                                                        |
|         | サブグラウンド | 全部を単独で使用する場合            | 児童生徒等のみが使用する場合 |                | 1時間当たり<br>470円                                                          |
|         |         |                         | 上記以外の場合        |                | 1時間当たり<br>940円                                                          |
| 上記以外の場合 |         | 団体（10名以上のものに限る。）が使用する場合 | 児童生徒等だけの団体     |                | 1時間当たり<br>470円                                                          |
|         |         |                         | 上記以外の団体        |                | 1時間当たり<br>940円                                                          |
|         |         | 上記以外の場合                 | 児童生徒等が使用する場合   |                | 1人1時間当たり<br>50円                                                         |
|         |         |                         | 上記以外の場合        |                | 1人1時間当たり<br>100円                                                        |
| 第3運動広場  |         | 広場1                     | 児童生徒等のみが使用する場合 |                | 1時間当たり<br>510円                                                          |
|         |         |                         | 上記以外の場合        |                | 1時間当たり<br>1,020円                                                        |
|         | 広場2     | 児童生徒等のみが使用する場合          |                | 1時間当たり<br>250円 |                                                                         |
|         |         | 上記以外の場合                 |                | 1時間当たり<br>510円 |                                                                         |

## 備考

- この表において「入場料金を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
- この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

## 2 適用期間

平成22年6月1日から平成26年3月31日まで

### 山形県告示第509号

次の開発行為は、完了した。

平成22年5月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成22年1月13日 指令庄総建53号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東田川郡三川町大字横山字横山字堤39番1、39番2、39番3、同所字ツラ田38番1、38番2、38番3、77番1の一部
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
東田川郡三川町大字横山字横山字堤39番  
医療法人社団 愛陽会 理事長 錦織 靖

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第24号

山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年5月28日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

#### 山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程

山形県公職選挙運動規程（昭和44年12月県選挙管理委員会告示第22号）の一部を次のように改正する。

第73条の5第2項中「アラビア数字」を「アラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」に改める。

別記第37号様式の2その1の備考第2項、別記第37号様式の3その1及び同様式その1の備考第3項並びに別記第37号様式の4その1中「自動車登録番号」を「自動車登録番号又は車両番号」に改める。

別記第37号様式の5その1及び同様式その2中「自動車登録番号」を「自動車登録番号又は車両番号」に改め、同様式その2の備考第1項中「アラビア数字」を「アラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」に改め、同備考第2項及び第3項中「自動車登録番号」を「自動車登録番号又は車両番号」に改める。

別記第37号様式の8その1の備考第1項中「アラビア数字」を「アラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」に改め、同様式その1の別紙その2第2号の表並びに同表の備考第3項及び第4項中「自動車登録番号」を「自動車登録番号又は車両番号」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の山形県公職選挙運動規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この規程の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

#### 山形県選挙管理委員会告示第25号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年5月28日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

1 病院の項の表中 「長井市屋城町二丁目1」 を

「長井市屋城町2番1号」 に改め、2 老人ホームの項の表中

「特別養護老人ホーム滝山なごみの里」 " 東青田二丁目6番4号 を

「特別養護老人ホーム滝山なごみの里」 " 東青田二丁目6番4号  
「ニチイのきらめき山形」 " 桧町四丁目3番45号 に、

「松林荘」 酒田市緑ヶ丘二丁目16-1 を  
「芙蓉荘」 " 宮野浦三丁目20-1

「芙蓉荘」 酒田市宮野浦三丁目20-1 に、

「寿康園」 " 楯橋字大柳3-1 を

「寿康園」 " 楯橋字大柳3-1  
「養護老人ホームかたばみの家」 " 北千日堂前字松境16番 に改め、3 身体

障害者支援施設の項の表中

「山形県コロニーセンター」 " 沼の辺町5の1 を  
「山形県リハビリセンター」 " 大字大森385

「山形県リハビリセンター」 " 大字大森385 に改める。

## 公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成22年5月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地                | 規格                                                  | 公募戸数 | 区分                | 家賃              |                            |                            |                            | 摘要     |                            |                            |
|--------------|--------------------|-----------------------------------------------------|------|-------------------|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------|----------------------------|----------------------------|
|              |                    |                                                     |      |                   | 収入が104,000円以下の者 | 収入が104,000円を超え123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超え139,000円以下の者 | 収入が139,000円を超え158,000円以下の者 |        | 収入が158,000円を超え186,000円以下の者 | 収入が186,000円を超え214,000円以下の者 |
| 県営鈴川第2アパート5号 | 山形市鈴川町三丁目17-17     | 住宅形式<br>3K<br>1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>44.4<br>平方メートル | 1    | 一般用               | 12,200          | 14,100                     | 16,100                     | 18,200                     | 18,400 | 18,400                     | 3月分の家賃に相当する額               |
| 同 五十鈴アパート2号  | 同 大野目二丁目2-50       | 同                                                   | 1    | 同                 | 14,700          | 17,000                     | 19,500                     | 22,000                     | 25,100 | 25,300                     |                            |
| 同 馬見ヶ崎アパート1号 | 同 円心寺町21-27        | 3DK                                                 | 1    | 同                 | 17,800          | 20,500                     | 23,500                     | 26,500                     | 30,300 | 34,500                     |                            |
| 同 桧町アパート1号   | 同 桧町四丁目12-16       | 同                                                   | 1    | 同                 | 18,800          | 21,800                     | 24,900                     | 28,100                     | 32,100 | 37,000                     |                            |
| 同 2号         | 同 12-20            | 同                                                   | 1    | 同                 | 20,000          | 23,100                     | 26,400                     | 29,800                     | 34,000 | 39,300                     |                            |
| 同 深町アパート4号   | 同 深町一丁目7-34        | 同                                                   | 1    | 同                 | 22,600          | 26,100                     | 29,800                     | 33,700                     | 38,500 | 41,600                     |                            |
| 同 きたまちアパート1号 | 同 桧町三丁目2-15        | 同                                                   | 1    | 同                 | 25,300          | 29,200                     | 33,300                     | 37,600                     | 43,000 | 49,600                     |                            |
| 同 3号         | 同 2-9              | 同                                                   | 1    | 同                 | 25,300          | 29,200                     | 33,300                     | 37,600                     | 43,000 | 49,600                     |                            |
| 同 長清水アパート4号  | 同 長清水一丁目10-4       | 同                                                   | 1    | 特定目的用<br>(高齢・身障用) | 21,700          | 25,100                     | 28,700                     | 32,400                     | 37,000 | 42,700                     |                            |
| 同 7号         | 同 10-7             | 同                                                   | 1    | 一般用               | 21,700          | 25,100                     | 28,700                     | 32,400                     | 37,000 | 42,700                     |                            |
| 同 7号         | 同 10-7             | 同                                                   | 1    | 同                 | 22,500          | 26,000                     | 29,700                     | 33,500                     | 38,300 | 44,200                     |                            |
| 同 天童南部アパート2号 | 同 天童市南町三丁目18-2     | 2LDK                                                | 1    | 特定目的用<br>(高齢・身障用) | 25,600          | 29,500                     | 33,700                     | 38,100                     | 43,500 | 50,200                     |                            |
| 同 中原アパート2号   | 同 東村山郡中山町大字長崎881-2 | 3DK                                                 | 1    | 一般用               | 22,600          | 26,100                     | 29,900                     | 33,700                     | 38,500 | 44,400                     |                            |
| 同 塩水アパート2号   | 同 寒河江市大字寒河江字塩水46-1 | 同                                                   | 1    | 同                 | 23,900          | 27,500                     | 31,500                     | 35,500                     | 40,600 | 46,900                     |                            |

|                |                            |   |      |   |   |        |        |        |        |        |        |
|----------------|----------------------------|---|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 同 5号           | 同                          | 同 | 70.7 | 1 | 同 | 24,200 | 27,900 | 31,900 | 36,000 | 41,100 | 47,400 |
| 同 谷地アパー<br>ト1号 | 西村山郡河北町<br>谷地荒町東一丁<br>目4-1 | 同 | 59.3 | 1 | 同 | 14,500 | 16,800 | 19,200 | 21,700 | 24,800 | 28,600 |
| 同 楯岡中町ア<br>パート | 村山市楯岡中町<br>5-1             | 同 | 63.7 | 1 | 同 | 20,100 | 23,200 | 26,500 | 29,900 | 34,200 | 39,400 |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成22年6月3日～同月9日まで（月曜日は休館日となります。）（受付時間午前10時から午後6時）（ただし、郵送の場合は平成22年6月9日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階

山形県すまい情報センター

## 5 入居の時期 平成22年8月1日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成22年5月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称                 | 所在地               | 規格<br>住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル | 公募<br>戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 摘要     |                                    |                                    |
|--------------------|-------------------|------------|-------------------------------|----------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|------------------------------------|
|                    |                   |            |                               |          |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営美原アパ<br>ート2号(B)  | 鶴岡市美原町19<br>-28   | 3DK        | 77.0                          | 1        | 一般用 | 20,500                  | 23,600                             | 27,000                             | 30,500                             | 34,900 | 40,200                             | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |
| 同 東部アパ<br>ート2号     | 同 朝陽町<br>6-5      | 同          | 55.7                          | 1        | 同   | 13,900                  | 16,100                             | 18,400                             | 20,800                             | 23,800 | 27,400                             |                                    |
| 同 茅原アパ<br>ート1号     | 同 茅原字草<br>見鶴16-1  | 同          | 63.5                          | 1        | 同   | 16,600                  | 19,200                             | 21,900                             | 24,700                             | 28,300 | 32,600                             |                                    |
| 同 3号(B)            | 同                 | 同          | 64.2                          | 1        | 同   | 17,600                  | 20,300                             | 23,200                             | 26,200                             | 29,900 | 34,500                             |                                    |
| 同 城南アパ<br>ート2号(A)  | 同 城南町9<br>-30     | 同          | 64.2                          | 1        | 同   | 18,200                  | 21,000                             | 24,000                             | 27,100                             | 31,000 | 35,800                             |                                    |
| 同 川南アパ<br>ート1号     | 酒田市若宮町二<br>丁目1-1  | 2DK        | 51.2                          | 1        | 同   | 15,500                  | 17,800                             | 20,400                             | 23,000                             | 26,300 | 30,400                             |                                    |
| 同 川南住宅3<br>号       | 同 1-3             | 同          | 54.6                          | 1        | 同   | 16,400                  | 18,900                             | 21,600                             | 24,400                             | 27,900 | 32,200                             |                                    |
| 同 東泉アパ<br>ート3号(A)  | 同 東泉町四<br>丁目15-22 | 3DK        | 62.6                          | 1        | 同   | 18,500                  | 21,300                             | 24,400                             | 27,500                             | 31,400 | 36,300                             |                                    |
| 同 新橋アパ<br>ート(B)    | 同 新橋五丁<br>目5-1    | 同          | 68.2                          | 1        | 同   | 24,300                  | 28,100                             | 32,100                             | 36,200                             | 41,400 | 47,700                             |                                    |
| 同 北新町アパ<br>ート(2DK) | 同 北新町一丁<br>目1-58  | 2DK        | 55.0                          | 1        | 同   | 20,100                  | 23,200                             | 26,500                             | 29,900                             | 34,200 | 39,500                             |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成22年6月7日から同月11日まで（受付時間午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は平成22年6月11日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
山形県すまい情報センター（庄内事務所）

## 5 入居の時期 平成22年8月上旬

平成22年度における教科書展示会の開催は、次のとおりとする。

平成22年5月28日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

- 1 教科書展示会の開始の時期  
平成22年6月18日（金）
- 2 教科書展示会の期間  
14日間（各日午前9時から午後4時45分までとする。）
- 3 会場及び展示内容

| 教科書展示会場                          | 展示内容                                                  |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 天童市大字山元字犬倉津2515番地<br>山形県教育センター   | 小学校用教科書<br>中学校用教科書<br>高等学校用教科書<br>特別支援学校用教科書（一般図書を含む） |
| 山形市城西町二丁目2の15<br>山形市総合学習センター     | 小学校用教科書<br>中学校用教科書<br>特別支援学校用教科書                      |
| 上山市元城内5番5号<br>上山市立上山小学校          | 小学校用教科書<br>中学校用教科書<br>特別支援学校用教科書                      |
| 寒河江市大字西根字石川西355番地<br>山形県村山教育事務所  | 小学校用教科書<br>中学校用教科書<br>高等学校用教科書<br>特別支援学校用教科書          |
| 村山市中央一丁目3番6号<br>北村山視聴覚教育センター     | 小学校用教科書<br>中学校用教科書<br>特別支援学校用教科書                      |
| 新庄市金沢字大道上2034番地<br>山形県最上教育事務所    | 小学校用教科書<br>中学校用教科書<br>高等学校用教科書<br>特別支援学校用教科書          |
| 米沢市金池三丁目1番55号<br>米沢市教育研究所        | 小学校用教科書<br>中学校用教科書<br>特別支援学校用教科書                      |
| 長井市高野町二丁目3番1号<br>山形県置賜教育事務所      | 小学校用教科書<br>中学校用教科書<br>高等学校用教科書<br>特別支援学校用教科書          |
| 東田川郡三川町大字横山字袖東7番1号<br>山形県庄内教育事務所 | 小学校用教科書<br>中学校用教科書<br>高等学校用教科書<br>特別支援学校用教科書          |
| 酒田市中町一丁目4番10号<br>酒田市役所中町庁舎       | 小学校用教科書<br>中学校用教科書<br>特別支援学校用教科書                      |

備考 土曜日及び日曜日の開催については、各会場により異なる。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、これらの随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年5月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
 運転免許証作成材料「運転免許証作成用カードベース」(900枚入り) 242箱(予定数量)  
 運転免許証作成材料「運転免許証作成用インクリボン」(2,000枚分入り) 109箱(予定数量)
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
 山形県警察本部交通部運転免許課 天童市大字高掬1300番 電話番号023(655)2150
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成22年3月25日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
 株式会社DNPアイディーシステム 代表取締役 荒木進 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
- 5 随意契約に係る契約金額  
 「運転免許証作成用カードベース」 519,750円(1箱当たり)  
 「運転免許証作成用インクリボン」 147,000円(1箱当たり)
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号該当

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤     | 正     |
|-------------|------------|-----|----|-------|-------|
| 平成22. 5. 18 | 第2143号     | 609 | 12 | 地域支援課 | 地域振興課 |

平成22年 5月28日印刷  
平成22年 5月28日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056